

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	問題ないと判断する。	本改正の趣旨について、御理解いただいたものとして承ります。
2	<p>通知については、その意思表示についての発効の時点が問題になる事もあるので、事務の迅速化のために、国税庁長官が法人番号を指定をした後に速やかに公表出来るようにするには賛成である。しかし、通知についてはすべきものである、必ず行うようにされたい。(通知によって、法人の実態が疑わしいものであったり事が分かったりするものであるが(通知書類の到達可否等により。)、数多くの、本店住所における営業実態の虚偽の問題を抱える法人について、その把握(燻り出し、とも言えるかもしれない。)を行う必要性は高いので(国税庁は、それが、多くの消費者・市民・国民・取引相手企業・日本国・国際社会等を守る事にもつながるものである事を意識されたい。)、通知については行うべきであると考え。)</p> <p>一部賛成、一部反対、という意見なのであるが、通知についてはやはり行うべきであるので(インターネットについてあまり見ない、という事業者には書類による通知はありがたいものであるし、また紙書面は何らかの場合における証拠となるものでもある。)、行う事を継続すべきであると考え。</p> <p>意見は以上である。</p>	<p>本改正の趣旨について、御理解いただいたものとして承ります。</p> <p>なお、本改正案は、通知について変更するものではなく、通知を継続すべきであるという御意見については、今後の制度の運用の参考とさせていただきます。</p>